

県産品インターネット販売送料支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称 県産品インターネット販売送料支援業務

2 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大により、県産品の販売機会の制約等の多大な影響が出ている。また、消費のデジタルシフトに伴い、県内食品事業者の多くが電子商取引（以下、「EC」という）サイトを立ち上げているものの、ECサイトへの集客やノウハウの不足等により売上が伸び悩んでいる状況である。そこで、県産品のEC販売に係る送料を支援するとともに、EC販売ノウハウを蓄積するセミナーを開催することで、県内食品事業者の更なる販路拡大や販売力の向上に繋げる。

※ 本仕様書において、「県産品」とは、宮城県内で生産若しくは製造の最終工程が行われた食品、又は県内の業者が企画し、県内生産の食材を主原料として製造されたものを指す。

※ 県産品には、酒類を含む。

4 業務の概要

(1) 県産品EC販売に係る送料支援

イ 県産品EC販売送料割引キャンペーンサイトの開設・運営

(イ) 県産品をとりまとめて販売代行するとともに、この送料割引キャンペーンを実施するサイト（以下、「CPサイト」という）を新規に開設すること。

なお、販売商品は、この選定方法に従って募集・選定すること。

(ロ) CPサイトのコンセプト及びタイトルは、販売ターゲットを分析の上、提案すること。

(ハ) CPサイトのデザインは、販売ターゲットを踏まえ、閲覧者の購入に繋がるように制作すること。

なお、主としてスマートフォンでの閲覧を想定し、縦スクロール形式とする。

(ニ) 商品名や価格帯、商品カテゴリ等の検索機能を設けること。

(ホ) クレジットカード決済、電子マネー決済等に係る決済手数料は、出品事業者の負担とすること。

(ヘ) CPサイトのレイアウトはパソコン及びモバイル端末において最適化し、特に表示速度について快適性を重視した仕様とすること。

(ト) ユーザビリティ及びアクセシビリティを確保し、SEO対策を実施すること。

(チ) CPサイトの開設時期は、令和4年10月上旬とすること。

なお、CPサイトの運営期間は、開設日から令和5年3月31日までとする。

ロ サーバ調達

(イ) CPサイトの運用にあたり、レンタルサーバ等を調達し、発注者が直接サーバ等の機器を有さない形態とすること。

(ロ) 国内サーバを使用すること。

(ハ) 本仕様書の条件を満たすCPサイトの運営に必要な性能を持つものを選定すること。

(ニ) OS等は、使用中にサポート期限が切れないものを使用すること。また、万一サポート期限が切れた場合は対応を実施すること。

(ホ) クラウドサーバや仮想サーバを使用する場合は、他の情報システムに影響を与えることなく脆弱性等に対応できるものを選択すること。

(ヘ) サービス終了時は、サーバ内データを完全に消去すること。

なお、やむを得ない事由により完全な削除が困難な場合は、当該データを第三者が利用

できない状態にし、万が一情報漏えい等が起きた場合も被害がないよう対応すること。

ハ ドメイン取得

CPサイトのドメインは発注者が指定した県のサブドメインを使用すること。

ニ 情報セキュリティの確保

- (イ) CPサイトは暗号化し、OV以上の認証方式をとること。
- (ロ) 不正プログラム、不正アクセス及び標的型攻撃等への対策を徹底すること。
- (ハ) システム障害等が発生した場合は、可及的速やかに復旧するとともに、障害内容、処理経過、問題点及び改善点等を記録し、発注者に報告すること。
- (ニ) データのバックアップを1日1回以上実施すること。
- (ホ) (イ)～(ニ)の他、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

ホ SLAの締結

イ～ニを踏まえて、適切なSLA案を提案し、発注者と協議の上、サイト開設1週間前までに締結すること。

ヘ アクセスデータの収集・分析

- (イ) CPサイトのアクセスデータはGoogle Analyticsを用いて分析すること。
- (ロ) Eコマーストラッキングを実装し、CPサイト内の購買データを収集・分析すること。
- (ハ) Google AnalyticsへのログインIDとパスワードを発注者と共有すること。

ト 販売商品の募集・選定

(イ) 販売商品は、次の要件を全て満たす事業者及び商品を対象として募集し、発注者と協議の上、選定すること。

- a 発注者が別に運営しているポータルサイト「食材王国みやぎ 宮城旬鮮探訪」（以下、「宮城旬鮮探訪」という）に掲載されており、かつECサイトを主催する事業者であること。
- b 製造若しくは加工の最終工程が宮城県内で行われたもの又は宮城県内の業者が企画し、宮城県内産の主原材料を使用して製造されたものであること。
- c 発注への対応（商品梱包、一定期間内の発送、問合せ対応等）が可能であること。
- d 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産力を有すること。
- e 販売価格は、製造原価及び消費者の立場から納得のいく合理的かつ妥当なものであること。
- f 食品衛生法、食品表示法等、その他関係法令の定める規定に違反していないこと。

(ロ) 同時に掲載できる販売商品は1事業者あたり3商品を限度とし、最大600商品を目安とすること。

なお、チの送料割引キャンペーンの実施回ごとに、必要に応じて販売商品の入れ替わりに対応できる仕様とすること。

(ハ) 販売商品の価格は、事業者の希望する小売価格及び卸売価格を基本とする。

チ CPサイト内での送料割引キャンペーン

(イ) CPサイトの運営期間内に、販売商品の送料（国内に限る）を割引するキャンペーンを実施すること。対象商品はCPサイト内の全商品とし、実施に当たっては景品表示法を遵守すること。

(ロ) 送料割引の総額は、55,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、委託金額に含むものとする。

なお、割引額の総額が55,000千円に達しないおそれがある場合は、55,000千円に達するための対策を講じること。それでも、55,000千円に達しない場合であっても、その差額を他の業務に係る経費に充てることはできないものとする。

(ハ) 送料割引キャンペーンは3回実施を目安とし、実施時期及び割引額の配分は、消費者の購買動向や割引適用額の推移を踏まえ、高い販売促進効果が見込めるように、発注者と協議

の上決定すること。

(ニ) 送料割引キャンペーンの実施回ごとに、発注者と協議の上、1商品あたりの送料割引適用可能上限額を設定し、上限額を超えないよう、適切に運営すること。

(ホ) 割引率は、商品の発送に係る送料実費分に対し、100%を基本とするが、実施回ごとに必要に応じて発注者と協議の上決定すること。

リ デジタル広告配信

(イ) スマートフォンでの閲覧を前提として、CPサイトへ誘導するデジタル広告の配信を行うこと。

(ロ) 広告媒体はディスプレイ広告を必須とし、リスティング広告やSNS広告等複数媒体を組み合わせて使用すること。

(ハ) 送料割引キャンペーンの実施時期にあわせて、最適な広告の配信時期、手法、エリア及び配信数を、発注者と協議の上設定すること。

ヌ 実績報告及び改善

(イ) CPサイトにおけるアクセスデータ、販売実績及び広告配信の結果をレポートとして取りまとめ、各回の送料割引キャンペーン実施後1週間以内にExcel形式で電子メールにより発注者へ提出すること。

(ロ) (イ)のレポートを踏まえ、販売ターゲットの絞込み・見直しや、コンテンツの改修、広告配信方法の見直しを発注者と協議の上適宜実施すること。

(2) 県産品EC販売セミナー

イ 県内食品事業者向けEC販売セミナーの企画・実施

(イ) 県内食品事業者を対象に、食品のEC販売ノウハウを蓄積するためのセミナー(以下、「セミナー」という)を開催すること。

なお、セミナーへの参加者は、ロの募集方法に従って募集すること。

(ロ) セミナーは3回実施を目安とし、実施時期は(1)チの送料割引キャンペーンの各回実施前とすること。

(ハ) セミナーの内容は、県産品のEC市場の傾向や、販売戦略の考え方、効果的な広告配信手法、効果的な商品画像の撮影・掲載方法等、実践的かつ体系的な内容を提案し、発注者と協議の上決定すること。

なお、参加者に対し、宮城旬鮮探訪への掲載及びCPサイトへの出品を誘導すること。

(ニ) 講師は、セミナーの内容に照らして提案し、発注者と協議の上選定・調整することとするが、必要に応じて、発注者が提案した講師を加えること。

(ホ) セミナーは対面だけでなく、インターネット上での受講や、動画配信によるアーカイブでの受講も可能とすること。

(ヘ) 参加者受付、使用教材・配付資料・アンケートの準備及び会場の手配を行うこと。

なお、使用教材・配付資料・アンケートの内容は発注者と協議の上決定することとし、セミナー開始1週間前までに電子メールにより発注者へ提出すること。

ロ 参加者の募集

セミナーの参加者は、次の要件を全て満たす事業者を対象として募集すること。

a 県内に事業所をもつ法人または個人であること。

b 県産品の生産、製造または販売を行っていること。

c 食品ECサイトを主催している、または今後開設する意向があること。

ハ 実績報告及び改善

(イ) セミナーの実施結果やアンケート結果をレポートとして取りまとめ、各回のセミナー実施後1週間以内にExcel形式で電子メールにより発注者へ提出すること。

(ロ) (イ) のレポートを踏まえ、セミナーの実施内容等の見直しを発注者と協議の上適宜実施すること。

(3) 業務実績報告

業務完了後は速やかに業務完了報告書を指定様式で郵送により発注者に提出すること。加えて、(1)、(2)の各業務について、委託期間を通じた業務実施経過及び実績をまとめ、事業効果を総合的に分析、評価した実績報告書を作成し、PDF形式で郵送及び電子メールにより発注者に提出すること。

5 成果物

(1) 提出物

該当業務	提出物名称	様式・提出数	提出方法	提出期限
4 (1)	C P サイト実績レポート	任意様式 A 4 版・電子データ (Excel 形式)	電子メール	送料割引キャンペーン実施後 1 週間以内
4 (1)	システム障害報告書	任意様式 A 4 版・電子データ (Word 又は Excel 形式)	電子メール	随時
4 (2)	セミナー教材等	任意様式・電子データ	電子メール	セミナー実施 1 週間前
4 (2)	セミナー実績レポート	任意様式 A 4 版・電子データ (Excel 形式)	電子メール	セミナー実施後 1 週間以内
4 (3)	業務完了報告書	指定様式・紙媒体 1 部	郵送	令和 5 年 3 月 3 1 日 (金)
4 (3)	実績報告書	任意様式 A 4 版・紙媒体 3 部及び電子データ (PDF 形式)	郵送及び電子メール	令和 5 年 3 月 3 1 日 (金)

(2) 提出先

宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1
電子メール： s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

6 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守するとともに、本業務による成果物については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (2) 成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、全て発注者に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権人格権について、受注者は、発注者が認めた場合を除き行使できないものとする。
- (3) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）を遵守しなければならない。
- (5) 4 (1) の業務に関しては、データ移行や引渡し等の必要が生じた場合、C S V 等の汎用的なデータ形式で出力できるようにすること。
- (6) 受注者は、業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容について確認を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。ただし、本仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。